

# 「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木 知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 「困ったなあ」

息子名義の家に、この先も住み続けられるか不安です。

問もなく80歳になりますが、50歳の一人息子がいます。息子は大学卒業後、ずっとIT関係の仕事一筋で、親しい友達もおらず、女性関係も皆無でした。親子三人、夫名義の一軒家に暮らしていましたが、5年前に夫は亡くなりました。遺産は、自宅の他、預金が2000万円ほど。母子二人の生活がそのまま続くので、私は遺産分割などしなくてもよかったのですが、息子が「母さん、金がないと不自由だろう。俺は自分の預金があるし、みんな母さんが使ってくれ」と言ってくれたので、自宅は息子名義にしました。建物は古くて価値がありません

が、土地は2000万円ほどで売れると思います。ところが、信じられないことに2年前、息子が好きな人ができたと、年上の女性を連れてきたのです。いえ、すてきな人なら良いですよ。でも派手で、素性も知れない人でした。息子は舞い上がっていて、反対しても角が立つだけだと黙認していたら、一緒に住むからと家を出ていきました。後で知ったことですが、そ

の女性には成人の娘がいて、息子とはなんと婚姻届を出したばかりか、連れ子と養子縁組までしてしまっていました。悪い夢を見ているようです。親子といっても結局は他人なのかもしれません。現実問題として、はたと気付いたのですが、家は息子名義です。今はまだ、出て行ってくれとは言われませんが、この後どうなるのか、不安でたまりません。

## A

自分の権利を守るのは自分です。居住権が揺らぐリスクはできるだけ摘んでおきましょう。

それは大変ショックなことです。手塩にかけた、いわば人生そのもののような息子さんに、手ひどく裏切られたわけですから。女次第で、妻次第で、男はどうとでも変わります。遺産分割の影の主役は嫁と言われているくらいなのです。世間ずれしていない息子さんのようですが、いくら妻にマインドコントロールされたとしても、まさか、年離れた母親を自宅から追い出すなんてことはしない、と思いたいですが、樂觀はできません。周りに言われて、施設に入ったらしい形で退去を求めてくるかもしれません。一番怖いのは、息子さんがご相談者より先に亡くなることです。以前だとその場合、息子さんの遺産は母一人が相続したのですが、今では妻と養子が各2分の1で、ご相談者はゼロになりました(婚姻届だけだと、妻3分の2、母3分の1)。そうすると、完全に赤の他人ですから、退去を求めてくるのは必至でしょう。

もし5年前に相談されていたら、自宅の登記は手放さず、せめて共有にすべきだと強く勧めたことでしょうか。共有物件だと勝手に売ったりはできないからです。何かが起こって居住権が揺らぐリスクはできるだけ摘んでおくべきです。実は一昨年の相続法改正で「配偶者居住権」が盛り込まれ、今年4月以降の相続開始から適用になります。これは居住権を所有権から分離し、夫の相続発生時、夫名義の家で同居していた妻は、自宅に終身居住する権利を、遺産分割協議などによって認められるというものです。

その旨建物の登記をすれば、誰からも退去を求められることはありません。5年前にはそういう制度がなかったし、何より息子さんのことを信頼し切っておられたので、仕方ない面もあったと思います。性悪説という悲しいですが、人は環境で変わるものだし、自分の権利はやはり自分で守らなければならぬのだらうと思います。残念ですが、息子さんはこの際脇に置いて、周りのどなたか、親類の方でも親しい友人でも、信頼できる人を見つけておかれるとよいと思いますよ。